

市税を滞納した場合

市税を滞納すると、市税事務所・市税分室から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めていただくことになります。

〔延滞金の計算方法〕 延滞金は次の計算式により算出します。

$$\left[\text{滞納税額} \times \alpha \times \frac{A}{365} \right] + \left[\text{滞納税額} \times \beta \times \frac{B - A}{365} \right] = \text{延滞金額}$$

α …… 納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間の延滞金の割合で、令和 7 年中は、年 2.4%です。

β …… 納期限の翌日から 1 か月を経過した日以後の期間の延滞金の割合で、令和 7 年中は、年 8.7%です。

令和 7 年 1 月 1 日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%を加算した割合）が年 7.3%に満たない場合には、 α の期間にあつては延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合（年 7.3%を超える場合には、年 7.3%）に、 β の期間にあつては延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合となります。

なお、令和 8 年中の割合は、令和 7 年 11 月中に確定します。

A …… 納期限の翌日から 1 か月間の日数

B …… 納期限の翌日から納付した日までの日数

※ 滞納税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金が不要です。

※ 滞納税額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

※ 算出した延滞金額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

※ 算出した延滞金額が 1,000 円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

たとえば、市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）の第 1 期分（納期限：令和 7 年 6 月 30 日）60,000 円を滞納し、納付が令和 7 年 10 月 20 日になった場合は……

(1) 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 31 日間の計算

$$60,000 \times \frac{2.4}{100} \times \frac{31}{365} \doteq 122.30 \Rightarrow 122 \text{ 円 (a)}$$

(令和 7 年中に α の割合で計算した延滞金は、1 円未満切捨て。)

(2) 8 月 1 日から 10 月 20 日までの 81 日間の計算

$$60,000 \times \frac{8.7}{100} \times \frac{81}{365} \doteq 1,158.41 \Rightarrow 1,158 \text{ 円 (b)}$$

(令和 7 年中に β の割合で計算した延滞金は、1 円未満切捨て。)

(3) (a) + (b) = 1,280 円

算出した延滞金額から 100 円未満の端数 80 円の切捨てを行い、延滞金額は 1,200 円となります。